

資料 1

沖縄県こども・子育て会議運営要領（案）

平成 26 年 2 月 10 日

改正 平成 26 年 5 月 12 日

改正 平成 26 年 11 月 26 日

改正 平成 28 年 1 月 22 日

改正 令和 6 年 月 日

沖縄県こども・子育て会議決定

（会議の招集）

第 1 条 会長は、沖縄県こども・子育て会議設置条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき、沖縄県こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

（会議の公開等）

第 2 条 会議は原則公開するものとする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議結果の公表等）

第 3 条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

資料 1

(部会の設置等)

第4条 条例第7条第1項の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

名称	調査審議事項
総合部会	条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項のうち、計画の策定に関する総括事項
こども・子育て部会	条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項のうち、次号に規定する事項を除く事項に係る計画の策定、実施及び評価に関する事項
困難を抱えるこども部会	条例第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項のうち、困難を抱えるこどもに係る事項に係る計画の策定、実施及び評価に関する事項
幼保連携型認定こども園部会	条例第2条第1項第1号に規定する事項及び、その他必要な事項（幼保連携型認定こども園に係るものに限る）

- 2 部会の調査審議事項については、部会の議決をもって会議の議決とみなす。
- 3 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。
- 4 第1条から前条まで及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

こども・子育て会議の審議体制

こども施策に係る広範な分野を審議するため、こども・子育て会議に4つの部会を設ける。

こども・子育て会議

総合部会

【調査審議事項】

- こども計画の策定（改定）に係る**総括審議**

こども・子育て部会

【調査審議事項】

- こども計画の策定（改定）、実施、評価に関する審議

保育・幼児教育、公教育の充実や、子育てと両立できる雇用環境の整備など、一般的な子育てに関する事項

困難を抱えるこども部会

【調査審議事項】

- こども計画の策定（改定）、実施、評価に関する審議

児童虐待防止や社会的養護、ヤングケアラーへの支援、非行防止対策など、こどもや若者が抱える個々の課題に関する事項

幼保連携型 認定こども園部会（既設）

【調査審議事項】

- (1)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可に関する事。
- (2)幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関する事。
- (3)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可の取り消しに関する事項
- (4)その他必要な事項（幼保連携型認定こども園に係るものに限る）

こども・子育て会議 各部会調査審議事項

こども・子育て部会

こどもまんなか社会の形成 こどもの人権尊重 ジェンダーギャップの解消・教育推進 こどもまんなかまちづくり 共働き、仕事と子育てを両立できる環境づくり 子育てに係る手続き等の簡素化等 健康情報等の電子化推進 子育てにやさしい社会づくりに係る機運醸成 国際女性相談等相談体制の充実	幼児教育・保育 幼児教育・保育の充実 保育の量の見込み等に係る区域の設定 教育・保育の量の見込み提供体制の確保等 乳幼児期の教育・保育の質の向上 保育等に係る教育分野、福祉分野等との連携強化等 母子健康包括センターの設置促進等子育て支援の充実 保育士等の確保及び資質向上等 一時預かり、ファミサポセンター等地域子育て支援等
結婚・出産 出会いの場の創出・結婚生活支援 女性特有の健康問題への対応 プレコンセプションケアの推進 不妊症や出産に対する支援 雇用と経済的基盤の安定 若者への就労支援	居場所づくり 放課後児童クラブ等こどもの居場所づくり 教育の充実・支援等 質の高い公教育の再生等 学校給食の普及・充実、無償化の課題整理等 高等教育の修学支援・高等教育の充実 保育・教育に係る経済的負担軽減 体験活動の推進 異文化交流・理科系教育の推進 性と健康、予期せぬ妊娠等関する相談支援等 校則の見直し
医療・健康・障害等 新生児マススクリーニング等の推進 小児医療体制の充実 難病のこども支援 障害児・医療的ケア児支援 発達障害児支援 「健やか親子21」推進 医療費等の負担軽減	社会へするための教育等 消費者教育や金融リテラシーの向上等取組推進 社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成等 在留外国人の子ども等への支援

困難を抱えるこども部会

こどもの貧困対策
体罰・児童虐待防止対策
社会的養護を必要とするこども等への支援・社会的養護体制の充実
ヤングケアラーへの支援
自殺対策
防犯・防災対策、安全なインターネット利用環境の整備
性犯罪・性暴力対策
非行防止・非行に及んだこども等の自立支援
いじめ防止
不登校のこどもへの支援
体罰や不適切な指導の防止
高校中退予防・中退者への支援
悩みや不安を抱える若者等への相談支援
特定妊産婦・若年妊産婦等支援
ひとり親家庭支援

こども・子育て部会、困難を抱えるこども部会・共通事項

・こどもの社会参画・意見表明機会の充実 ・子育てに携わる担い手の確保・育成等 ・こども施策のEBPMの実施 ・各協議会等関係機関連携による支援体制の強化

総合部会

こども計画の策定（改定）に係る総括審議

幼保連携型認定こども園部会（既設）

幼保連携型認定こども園の認可等（設置等の認可、事業停止命令、認可取消）を行う場合の調査審議